

香港法律年度開始式と香港律師會との共催セミナー

国際委員会 委員 松本 甚之助 (59期)
委員 富松 宏之 (64期)

1 はじめに

香港は、アジアにおける要衝地として、様々な企業の地域統括会社が置かれ、また、クロスボーダー取引の際に仲裁地として選択されるなど、その重要性は増すばかりである。

そのような香港が一国二制度という特色あるシステムを有する法域であり、その弁護士会として、バリスター（法廷弁護士）の弁護士会である香港大律師公會（HKBA）と、ソリシター（事務弁護士）の弁護士会である香港律師會（LSHK）という2つの団体が存在すること、そして、当会がHKBAとLSHKの両会との間で2012年に友好協定を締結したことは、本誌2016年2月号で既に述べたとおりである。

当会は、昨年に引き続き本年も香港で毎年1月に開催されている法律年度開始式（Opening Ceremony of Legal Year: OLY）に参加し、また、2012年の友好協定締結時に東京で開催された記念セミナー（テーマ「国際ビジネス紛争の解決フォーラムとしての香港」及び「中国への進出拠点としての香港」）に続き2回目となるセミナー（テーマ「リーガルハブとしての香港—Hong Kong, Legal Hub in Asia—」）を本年7月に東京でLSHKとの共催により開催したので、ここに報告させていただく。

2 法律年度開始式（2016年1月11日、12日）

当会からは、渡辺彰敏副会長、当委員会の石黒美幸委員長、山原英治副委員長、松本及び富松（肩書はいずれも参加時点、以下同じ）の合計5名で香港を訪問した。



1月11日は、開始式に先立ち、Presidents' Roundtableが開催され、42に及ぶ団体、国・地域の弁護士会からの代表の参加があった。今年のテーマは、「Breaking New Ground Together」であり、England及びWales、ロシア、マレーシア及び中国の4つの弁護士会の代表によるプレゼンテーションに引き続き、世界各国の法律専門家がいかに協同をしていくか、世界経済の急速な変化から生じるチャンスがいかに収益化していくかについて活発な意見が交わされた。

HKBAとLSHKの共催による昼食後、Department of Justice (DOJ) 見学に参加した。Solicitor GeneralであるWesley Wai-chung Wong氏から、DOJの役割、香港の法制度（一国二制度）や香港仲裁に関して説明があった。香港の仲裁制度に関し、シンガポールとアジアの紛争解決センターを争っているためか、中国本土で裁定が承認執行できること、ICC及びCIETACの支店開設などその優位性が強調されていた。

それから場所をシティホールに移して、開始式が開催され、Chief Justice of the Court of Final AppealであるGeoffrey Ma Tao-li氏、Secretary for JusticeであるRimsy Yuen氏、LSHK会長のStephen Hung氏及びHKBA主席のWinnie Tam氏からそれぞれ、新年度に向けてのスピーチが行われた。ホールでの開始式後は、裁判所主催によるカクテルレセプションが開かれ、法廷用ウィッグをつけた裁判官と交流を持つ機会を得た。

その後、LSHK及びHKBA主催で、Dinner Receptionが開催された。会食においては、台湾の高雄律師公會やLSHKのメンバーがまとまって個別のテーブルに挨拶に回るなど、特定の弁護士会による積極的なアピール活動が目立った。当会においても、このような積極的な方法が前向きに検討されても良いように感じられた。会食の終盤には、各団体の代表者に対し、一人ひとり記念品の贈呈と個別の写真

撮影が行われ、最後には、全体の写真撮影も行われ、法律年度開始式典の締め括りとして、深く印象に刻まれるようなアレンジであった。

12日には、LSHKの会長及び役員と当会香港訪問メンバー全員との間で、会議を行い、今後の友好関係及びLSHKとの共催セミナーについて打合せを行い、次項で説明をするセミナーの開催実施を約束することができた。



左からLSHK会長 Stephen Hung氏、当会渡辺彰敏2015年度副会長及びHKBA主席 Winnie Tam氏

3 ジョイント・セミナー（2016年7月11日）

セミナーにおいては、当委員会の早川吉尚副委員長がモデレーター、そして野村高志委員がコメンテーターを務め、3名のLSHKのスピーカーにより、以下のような内容の講演が行われた。

まず、LSHKの副会長であるMelissa Pang氏により、「Hong Kong's edge as regional head quarters and an outline of the Companies Ordinance」と題する講演が行われた。この講演では、香港に関する基礎的情報、日本との取引概況、香港の特徴（金融センター、仲裁地、輸送の要所等）に加え、香港における会社の設立方法や会社法についても解説がなされ、香港が法的な意味でアジアの「ハブ」となっていると締め括られた。

次に、LSHKの外交に関する常任委員であるDaphne Lo氏により、「Mergers and acquisitions of Chinese companies and withdrawal from China through Hong Kong Companies」と題する講演が行われた。この講演では、中国における自由貿易試験区（FTZ）、2種類の合弁会社（Co-operation Joint Venture / Equity Joint Venture）、制限事業に関するVIE（Variable Interest Entities）構造、中国からの撤退等について解説がされた。最後に、香港も中国の一部であるので、商業に関する法律、規制、政策は常に変動しうることが指摘されたのは印象深かった。

最後に、LSHKの理事であるDenis Brock氏により、「Hong Kong – place for international dispute resolution」と題する講演が行われた。この講演では、香港における裁判制度の概説がなされると共に、訴訟・仲裁・調停という3つの紛争解決方式について解説がされた。特に、仲裁に関しては、仲裁条項のサンプルが示されると共に、シンプルで簡素な条項とすべきことが強調された。

各講演の際には、モデレーターである早川吉尚副委員長及びコメンテーターである野村高志委員が実務での経験談を交えながら適宜解説を行うことで参加者の理解を容易にし、また、各講演後には参加者から積極的に質問がなされ、充実したジョイント・セミナーとなった。



左からLSHK理事Denis Brock氏、LSHK副会長Melissa Pang氏、当委員会早川吉尚副委員長、野村高志委員、LSHK外交に関する常任委員Daphne Lo氏

4 おわりに

当会は、国際委員会が窓口となり、国際法曹団体や外国の弁護士会との交流を継続的に行い、国際レベルにおける当会のプレゼンスを高めるとともに、東京で共同セミナーやレセプションを開催するなどの方法により、当会会員に外国弁護士との交流や外国法に関する情報を得る機会を提供しており、今回のOLYへの参加とLSHKとのジョイント・セミナーの開催もそのような活動の一環である。

企業規模の大小にかかわらず国際取引が増加する中、弁護士の活動領域が一層海外に向けて拡大することはあっても、縮小することは考えにくいように思われる。会員の皆様におかれても、国際的な案件や活動に興味関心がありながら、はじめの一步を踏み出せないという方もおられるのではなかろうか。当会における国際セミナーでは翻訳機の貸出もあり、同時通訳もなされているので、今後開催されるセミナーやその後のレセプションにお気軽にご参加いただき、大きな一步を踏み出す契機としていただけると幸いです。